

令和7年度土浦市特定任期付職員 (法務専門官) 採用試験案内 (令和8年4月1日採用予定)

土浦市総務部人事課

受付期間 7月14日から8月18日まで

申込方法 インターネットによる申込み

1 職種・採用予定人員・受験資格及び職務内容

職種	採用予定人員	受験資格	職務内容
法務専門官 (任期付)	1名	司法修習を終了した方（修習期不問）又は令和8年3月31日までに終了する見込みの方	本庁で、主に次の業務に従事します。 ・職員からの法律相談への対応 ・行政不服審査法に基づく審査請求への対応 ・市への不当要求行為等に対する法的な助言及び対応 ・条例、規則その他の例規案の審査 ・職員の法務能力向上のための研修の企画及び実施

※1 任用期間中は、地方公務員法により営利企業への従事等が制限されるため、現在従事している業務を停止していただく必要があります。

※2 受験資格を有する方であっても、次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない方
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 土浦市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

2 任用期間

令和8年4月1日から2年間を予定しています。最長で令和13年3月31日まで任期を更新する可能性があります。

3 試験日及び試験会場【予定】

(1) 試験日 令和7年8月25日（月）

(2) 試験会場 土浦市役所本庁舎 土浦市大和町9番1号

※ 試験日及び会場は、変更になる場合があります。試験日程の詳細は、決定次第、受験申込者にメールで通知します。

4 試験の方法及び合格発表

(1) 口述試験等

試験科目	内容
書類選考	提出された書類により受験資格を確認し、経歴等により職務遂行に必要な能力や適性を判定します。
口述試験	職務遂行に必要な能力や適性、人物等について、個別面接による試験を実施します。

(2) 合格発表

試験の結果に基づいて合格者を決定し、8月下旬（8月29日予定）に受験者全員にメールで合否を通知します。

5 受験申込みから受験まで

(1) 事前準備

受信側のフィルター機能等により、採用試験に関するメールが届かない場合があります。あらかじめ以下のアドレスからのメールを受信できるように設定してください。使用する機器や通信回線の障害によるトラブル、フィルター機能等によるメールの不達については、一切の責任を負いません。

内 容	メールアドレス（メールアドレス内の「-」はハイフンです。）
電子申請関係	no-reply-tsuchiuracity@bsmrt.biz
その他お知らせ	jinji@city.tsuchiura.lg.jp

(2) 受験手続

土浦市公式ホームページ内【採用試験についての情報】から受験申込みをしてください。スマートフォンからの申込みも可能です。

【<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/shisei/gyoseikiko-jinji/saiyojoho/shokuinsaiyo/page019858.html>】

《注意事項》

- ・受験申込時にエントリーフォーム上で顔写真データの添付が必須となりますが、以下（ア）～（カ）のことに注意してください。※修正をお願いする場合や当市で修正する場合があります。

（ア）上半身、脱帽、正面向、（イ）撮影時期は申込3か月以内、（ウ）写真比率は縦4：横3、（エ）ファイル形式はJPG又はJPEG、（オ）ファイルサイズは3MBまで、（カ）カラー白黒いずれ可

- ・身体障害等により、試験の実施に際し特別な配慮が必要な方は、事前に御連絡ください。
- ・採用試験の可否にかかわらず、選考途中に提出した書類等は返却しません。あらかじめ御了承ください。なお、不合格者分の書類については、責任を持って廃棄処分します。

6 合格から採用まで

- ・採用の時期は、令和8年4月1日を予定しています。
- ・受験資格を満たしていないことが判明した場合（司法修習生考試に合格できなかった場合を含む。）、提出書類の記載内容が正しくないことが明らかとなった場合、その他不相当と認めた場合は、合格及び採用内定を取り消します。

7 試験結果の提供について

試験の結果については、口頭で開示請求ができます（試験の結果発表から1か月の間）。

開示を希望する場合には、受験者本人が運転免許証等の身分証明書を持参のうえ、総務部人事課に直接お越しくください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

8 給与・福利厚生等

(1) 給 与（令和7年4月現在）

給与は、土浦市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例に基づき、次のとおりとなります。なお、年収は、おおむね970万円程度になる予定です。

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
4号給	555,000円

- ※ 民間給与の動向に応じて、給与改定が行われることがあります。
- ※ 勤務実績等に応じて、任期更新時に号給の見直しを行うことがあります。
- ※ 上記のほか、次のような諸手当が支給されます。
 - ・地域手当…給料月額の8%（令和8年4月から）
 - ・通勤手当…交通機関、自家用車等で通勤している方に1か月当たり150,000円を限

度に支給

- ・ 期末勤勉手当…1年間に給料等の約3.65月分（初年度は、6月期末勤勉手当額が満額支給となりません。）

※ 管理職手当、扶養手当、住居手当及び時間外勤務手当は支給されません。

※ 弁護士会に登録する場合の会費等は、自己負担となります。

（2）福利厚生等（令和7年4月現在）

- ・ 共済組合、職員互助会等の組織で、福利厚生事業を行っています。（契約保養施設等あり）
- ・ 各種内部研修及び国内・海外派遣研修制度があります。
- ・ 有給休暇は、年間20日（繰越20日で最高40日）の年次休暇のほか、夏季休暇（6日）その他の特別休暇制度があります。
- ・ 完全週休二日制（一部変則勤務部署あり）です。
- ・ フレックスタイム制、テレワークを導入しています。

9 感染症や自然災害等不測の事態への対応について

感染症の拡大又は自然災害の発生等不測の事態によっては、試験の日程等を変更する場合があります。その際は、原則、受験申込者にメールで通知します。

10 問合せ先

この試験についての問合せ先は、以下のとおりです。

〒300-8686 土浦市大和町9番1号 土浦市総務部人事課 TEL 029-826-1111(内線2439)